契約予定工事３　品川駅北周辺地区平成32年度道路排水その他工事
（工事内容）
道路舗装工　一式
道路擁壁工　一式
工期　平成32年４月から平成33年３月31日まで（補助金繰越承認後、平成33年９月30日まで）
契約予定工事４　品川駅北周辺地区平成33年度道路排水その他工事
（工事内容）
整地工　一式
排水工（取付管工）　一式
工期　平成33年10月から平成34年３月30日まで（補助金繰越承認後、平成34年９月30日まで）
契約予定工事５　品川駅北周辺地区平成34年度道路排水その他工事
（工事内容）
道路擁壁工　一式
道路付属施設工　一式
排水工　一式
工期　平成34年10月から平成35年３月31日まで（補助金繰越承認後、平成35年12月31日まで）
契約予定工事６　品川駅北周辺地区アクセス路工事
（工事内容）
アクセス路工　一式
工期　平成35年４月から平成36年３月31日まで（補助金繰越承認後、平成36年９月30日まで）
※品川駅北周辺地区土地区画整理事業の事業計画変更及び管理者協議の完了（道路管理者協議及び鉄道近接施工協議（施工主体の決定を含む））を以て契約することとする。
契約予定工事７　品川駅北周辺地区平成35年度道路排水その他工事
（工事内容）
国道交差点改良工　一式
道路舗装工　一式
工期　平成35年10月から平成36年３月31日まで（補助金繰越承認後、平成36年９月30日まで）
※契約予定工事２～７については、各年度予算に係る関係官庁等の手続き完了後、契約を締結することとする。

⑸　工事の実施形態
①　上記⑴から⑷に示す工事（以下「本工事」という。）においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、当機構東日本都市再生本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札の承諾申請に関しては、東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札課に承諾願いを提出して行うものとする。
この場合において、承諾願いの様式及び添付書類並びに紙入札承諾の基準については、電子入札運用基準（電子入札ホームページhttps://www.ur-net.jp/order/e-bid/にて公開）による。
②　本工事は、競争参加資格審査及び技術審査に適格であると認められた全ての競争参加者から入札前に施工方法等のＶＥ提案及び価格提案の提出を求め、当機構が求める工事目的物の性能・機能等が最適かつ安価で実現できることを目的に、競争参加者と技術交渉を行ったのちに入札により契約の相手方を決定する入札前価格交渉方式の試行工事である。（ＶＥ提案は契約予定工事２を対象とする。価格提案は全ての工事を対象とする。）
③　本工事は、施工のために必要な道路・排水等の詳細設計等を実施し、施工を行う設計・施工一括発注方式の試行工事である。
④　本工事は、当初工事と契約予定工事１～７の一括競争入札により落札者を決定し、各工事の契約に関する事項等を定めた協定を締結した後に、協定に基づき工事請負契約を締結する枠組み協定型一括入札方式の試行工事である。
⑤　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
⑥　本工事は、契約締結後（契約予定工事に関しては協定締結後）に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑦　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
⑧　本工事における契約予定工事４～７は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日工事（受注者希望方式）」の試行工事である。
⑨　本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格を有する者、又は一般競争参加資格を有する者（以下「単体企業」という。）を契約の相手とする工事である。

２　競争参加資格
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構東日本地区における平成29・30年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　当機構東日本地区における平成29・30年度の土木工事に係る一般競争参加資格で、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点以上であること。）
⑷　特定建設工事共同企業体とする場合は上記⑶に加え、次に掲げる条件を満たすこと。
①　特定建設工事共同企業体における代表者（以下、「ＪＶ代表者」という。）は、当機構東日本地区における平成29・30年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受け、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点以上であること。
②　特定建設工事共同企業体の構成員について（以下「ＪＶ構成員」という。）は、東日本地区における認定を受け、かつ客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,150点以上であること。
なお、特定建設工事共同企業体の構成は最大２者とし、各構成員の構成比率は30％以上とする。申請等については下記⑳による。
⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑺　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
⑻　１⑷に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
⑽　当本部（所管事務所を含む）発注工事の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。
⑾　平成20年４月１日から本工事公告日までの期間に、元請として施工を完了した土木工事のうち、次の条件を満足する工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30％以上の場合のものに限る。）
①　単体企業による申込みの場合は、以下の条件を満たすこと。
人口集中地区（平成27年度国勢調査ＤＩＤ地区）における鉄道近接施工を伴う土留め工事の施工実績を有すること。